

口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約  
(「ハーグ証券条約」)

平成16年1月16日  
東京大学 神田秀樹

1. 問題の所在と本条約の作成経緯

- (1) 問題の所在—本条約作成の背景的事情
- (2) 2002年12月の外交会議に至るまでの過程
- (3) 外交会議における審議と本条約の成立

2. 本条約の内容

- (1) 全体の構造
- (2) 本条約の適用範囲その1(1条~3条、8条)
- (3) 本条約の適用範囲その2(3条)
- (4) 本条約の準拠法決定ルール(4条~6条): PRIMAの具体化

(ア) 原則規定: 当事者自治(4条1項)

「口座名義人」と「関連口座管理機関」の間の「口座管理契約」で準拠法の合意〔明示でなければならない〕をすることを認める(2条1項に掲げる事項について適用される法を合意している場合にはそれにより、それがない場合には口座管理契約の契約準拠法として合意した法による)。

ただし、そのような合意による準拠法の選択は、当該「関連口座管理機関」が当該合意の時点において「事務所」を有する地の法の中からしかできない。

(注1) ここにいう「事務所」として認められるための基準は厳格なものではない。

(注2) 地域的に法律を異にする国に関する当事者自治の拡大(12条)

(注3) 準拠法の変更(7条)

(イ) 合意がない場合の予備規定(5条)

- (5) 経過規定(15条、16条)

3. 解釈上の問題点(いわゆる複数連結点問題)

4. むすびに代えて